第一 肥料取締法の一部改正

### 一 目的の改正

この法律は、 肥料の品質等を保全し、 その公正な取引と安全な施用を確保するため、 肥料の規格及び

施用基準の公定、 登録、 検査等を行い、 もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、 国民のな 健康

の保護に資することを目的とすること。

( 第一条関係

## 一 特定普通肥料制度の創設

施用方法によっては、 人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定め

る普通肥料 (以下「特定普通肥料」という。) であって、 農作物が適用植物の範囲に含まれてい るも

のについて、 登録等の申請があった場合において、 申請書に記載された適 用植 |物の範囲及び施用 方法

に従い当該特定普通肥料を施用 する場合に、 人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生 産され ると

認められるときは、登録等をしないものとすること。

第七条及び第八条関係

**(**□) 農林水産大臣は、 現に登録等を受けている特定普通肥料が、 その登録等に係る適用植物の範囲及び

施用方法に従い施用される場合に、 人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められ

るに至っ た場合において、 その 事態の発生を防止するため、 当該特定普通肥料につき、 その登録等に

係る施用方法を変更し、又はその登録等を取り消すことができるとともに、その譲渡又は引渡しを制

限又は禁止することができるものとすること。

(第十三条の三及び第十九条第三項関係

(三) 保証票が付されていない特定普通肥料は、 原則として、 施用してはならないものとすること。

(第二十一条の二関係

(四) 農林水産大臣は、 特定普通肥料の施用時期及び施用方法その他の事項について当該特定普通肥料を

施用する者が遵守すべき基準を定めなければならないとともに、 特定普通肥料は、 当該基準に違反し

て、施用してはならないものとすること。

(第二十一条の三関係

三 事故発生時における対応

農林水産大臣は、 検 査 の結果、 肥料の品質が不良となったため、 人畜に被害を生ずるおそれがある農

産物が生産されるに至っ た場合において、 その事態の発生を防止するため、 当該肥料 の譲渡若しくは引

渡し又は施用を制限し、 又は禁止することができるものとすること。

第三十一条第四項関係)

### 四 回収命令等

林水産大臣は、 この法律の規定により譲渡又は引渡しが制限され、 又は禁止されてい る肥料につい

て、 生産業者、 輸入業者又は販売業者が当該規定に違反してこれを譲渡し、又は引き渡した場合におい

Ţ 当該肥料の施用により人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されることとなる事態の発生

を防止するため、これらの者に対し、 当該肥料の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることが

できるものとすること。

(第三十一条の二関係

五 厚生労働大臣及び環境大臣との連携の強化

農林水産大臣は、 特定普通肥料の登録等、 登録等の変更又は職権による登録等の変更若しくは取消

に際しては、 厚生労働大臣及び環境大臣に協議しなければならないものとすること。

(第七条第三項、 第八条第四項、 第十三条の二第三項及び第十三条の三第二項関係)

(=)農林水産大臣は、 二の四の基準の設定又は改廃に際しては、 厚生労働大臣及び環境大臣の意 見を聴

かなければならないものとすること。

第二十一条の三第四項関係)

罰金額の引上げその他の罰則の見直しを行うこと。

(第三十六条から第四十条まで及び第四十二条関係

第二 薬事法の一部改正

一 動物用医薬品の製造及び輸入の禁止

医 |薬品の製造業又は輸入販売業の許可を受けた者でなければ、 動物用医薬品 ( 専ら動物のために使用

されることが目的とされている医薬品をいう。 以下同じ。 ) の製造又は輸入をしてはならない も のとす

ること。

第八十三条の二関係

一 医薬品の使用の禁止

何人も、 原則として、 直接の容器又は直接の被包に製造業者の名称その他の事項が記載されてい ない

医薬品を対象動物 **(**牛、 豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。 以 下

同じ。)に使用してはならないものとすること。

(第八十三条の三関係

三 医薬品の使用者が遵守すべき基準の設定

農林水産大臣は、 対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品(動物用医薬品を除く。

であって、 適正に使用されなければ人の健康を損なう畜産物等が生産されるおそれがあるものについて

その医薬品の使用者が遵守すべき基準を定めることができるものとすること。

第八十三条の五第一項関係)

## 四 厚生労働大臣との連携の強化

農林水産大臣は、 動物用医薬品の製造又は輸入の承認に際しては、 その使用により人の健康を損な

う畜産物等が生産されるおそれがあるため、 医薬品として使用価値がな いと認められるかどうかにつ

L١ て、 厚生労働大臣 の意見を聴かなければ にならない いものとすること。

第八十三条第二項 関 係)

(二) 農林水産大臣は、 動物用医薬品又は三の医薬品の使用者が遵守すべき基準の設定又は改廃に際して

١ţ 厚生労働大臣の意見を聴かなければならないものとすること。

第八十三条の四第三項及び第八十三条の五第二項関係)

### 五 罰則の強化

動 物 用医薬品の製造及び輸入の禁止並びに医薬品の使用の禁止等について、 罰則を設けるとともに、

その他の罰則規定について、 併せて見直すものとすること。

( 第八十四条及び第八十六条関係)

## 第三 農薬取締法の一部改正

## 一回収命令等

農林水産大臣は、 この法律の規定により販売が制限され、 又は禁止されている農薬について、 当該規

定に違反してこれが販売された場合において、 人畜に対する被害等の発生を防止するため、 当該農薬の

販売者に対し、 当該農薬の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

(第九条の二関係)

# 一 厚生労働大臣との連携の強化

環境大臣は、 農薬の登録保留基準の設定又は改廃に際しては、 厚生労働大臣の公衆衛生の見地から

の意見を聴かなければならないものとすること。

(第十六条の二第二項関係

環境大臣は、 農薬の登録保留基準の設定又は改廃に際しては、 厚生労働大臣に対し、 資料の提供そ

の他必要な協力を求めることができるものとすること。

( 第十六条の二第三項関係

(三) 農林水 産大臣及び環境大臣は、 農薬を使用する者が遵守すべき基準の設定又は改廃に際しては、 厚

生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならないものとすること。

(第十六条の二第四項関係

第四 家畜伝染病予防法の一部改正

一 特定家畜伝染病防疫指針の作成等

農林水産大臣は、 特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要がある家畜伝

染病について、 検 査、 消毒等当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針を

作成し、公表するものとすること。

第三条の二関係

二 飼養衛生管理基準の設定等

農林水産大臣は、 特定の家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守

すべき基準 (以下「飼養衛生管理基準」という。 )を定めるとともに、 当該家畜の所有者に飼養衛生

管理基準の遵守を義務付けるものとすること。

(第十二条の三関係)

(=)都道府 県知事は、 家畜 「の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、 その者に対

衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができるとともに、 当該勧告を受けた者がこれ

に従わないときは、 その者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものと

すること。

(第十二条の四関係)

三 厚生労働大臣との連携の強化

農林水産大臣は、 届出伝染病の指定等に際しては、 厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴か

なければならないものとすること。

(第四条第二項関係)

第五 附則

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。 ただし、 薬事法の一部改正等の規定は、 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部

を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)附則第一条第一号に定める日又はこの法律の施行の日の

いずれか遅い日から施行するものとすること。

その他所要の規定の整備を行うこと。

( 附則第一条関係)

( 附則第二条から第十一条まで関係)

### 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の 整備に関する法律について

